

平成30年度 6月補正予算案主要事項説明

健康福祉部

事業名	保育等子育て環境充実事業費		新規・ 継続の別	新規										
予算額	100,000千円	国庫	起債	その他	一般財源									
		—	—	—	100,000									
事業内容  〔目的 対象 方法等〕	<p>1 趣 旨</p> <p>保育環境の質の向上のため、未就学児が利用する児童福祉施設の施設・設備整備に対してきめ細やかに助成する。</p> <p>2 事業内容</p>													
	<table border="1"> <tr> <td>対象施設</td> <td>未就学児が利用する民営の児童福祉施設（保育所、認定こども園、児童養護施設等）</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>保育の質の向上や安全対策等のための小規模整備等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>府・事業者 各1/2</td> </tr> <tr> <td>補助上限</td> <td>1,000千円/施設 (補助基本額 2,000千円)</td> </tr> <tr> <td>実施期限</td> <td>平成34年度</td> </tr> </table>					対象施設	未就学児が利用する民営の児童福祉施設（保育所、認定こども園、児童養護施設等）	対象事業	保育の質の向上や安全対策等のための小規模整備等	負担割合	府・事業者 各1/2	補助上限	1,000千円/施設 (補助基本額 2,000千円)	実施期限
対象施設	未就学児が利用する民営の児童福祉施設（保育所、認定こども園、児童養護施設等）													
対象事業	保育の質の向上や安全対策等のための小規模整備等													
負担割合	府・事業者 各1/2													
補助上限	1,000千円/施設 (補助基本額 2,000千円)													
実施期限	平成34年度													
担当課・担当名	こども総合対策課 母子保健・子育て支援担当	課・担当	電話番号	075-414-4591										

平成30年度 6月補正予算案主要事項説明

健康福祉部

事業名	保育士確保・就業環境向上事業費		新規・ 継続の別	新規																			
予算額	10,000千円	国庫	起債	その他	一般財源																		
		—	—	—	10,000																		
事業内容  〔目的 対象 方法等〕	<p>1 趣 旨 保育所等の人材確保を図るため、保育士修学資金貸付の制度を拡充するとともに、保育所等のICT化を支援する。</p> <p>2 事業内容 (1) 京都式保育士修学資金貸付事業 <span style="float:right">4,800千円</span></p> <p style="text-align:center">4年制大学に通う学生を対象に、貸付期間を4年に延長する制度を創設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行制度</th> <th>創設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付対象</td> <td>保育士養成施設（専門学校、短期大学、4年生大学）に在学する学生</td> <td>保育士養成施設（専門学校、4年制大学）に在学する学生</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>月額5万円×2年分</td> <td>月額5万円×4年分</td> </tr> <tr> <td>返済免除要件</td> <td>保育所等に5年間勤務</td> <td>保育所等に10年間勤務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保育事務等ICT化推進事業 <span style="float:right">5,200千円</span></p> <p style="text-align:center">保育士の負担軽減を図るために必要な業務のICT化を支援</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>負担割合</th> <th>補助上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所、認定こども園等</td> <td>国1/2、府1/8、市町村1/4、事業者1/8</td> <td>125千円/施設 (補助基本額 1,000千円)</td> </tr> </tbody> </table>						現行制度	創設	貸付対象	保育士養成施設（専門学校、短期大学、4年生大学）に在学する学生	保育士養成施設（専門学校、4年制大学）に在学する学生	貸付限度額	月額5万円×2年分	月額5万円×4年分	返済免除要件	保育所等に5年間勤務	保育所等に10年間勤務	対象施設	負担割合	補助上限	保育所、認定こども園等	国1/2、府1/8、市町村1/4、事業者1/8	125千円/施設 (補助基本額 1,000千円)
		現行制度	創設																				
貸付対象	保育士養成施設（専門学校、短期大学、4年生大学）に在学する学生	保育士養成施設（専門学校、4年制大学）に在学する学生																					
貸付限度額	月額5万円×2年分	月額5万円×4年分																					
返済免除要件	保育所等に5年間勤務	保育所等に10年間勤務																					
対象施設	負担割合	補助上限																					
保育所、認定こども園等	国1/2、府1/8、市町村1/4、事業者1/8	125千円/施設 (補助基本額 1,000千円)																					
担当課・担当名	こども総合対策課 母子保健・子育て支援担当	課・担当 電話番号	075-414-4591																				